

【船員保険給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
傷病手当金	12,383 件	18.8日	80.3%
出産手当金	28 件	16.8日	85.7%
出産育児一時金	14 件	13.0日	100.0%
家族出産育児一時金	1,005 件	14.8日	96.6%
葬祭料	216 件	18.6日	82.9%
家族葬祭料	694 件	15.3日	91.1%

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
失業保険金受給者数	人	29,244	30,193	22,387	15,984	13,257
失業保険金給付費	億円	67	68	47	31	27
失業保険金受給者調査件数	件	572	579	486	362	333

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況(平成17年度)
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(3) 船員保険事業における失業保険金の支給の適正化を図る。</p>	<p>船員保険における失業保険金の支給の適正化については、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の実情に応じ、年間を通して最も有効と認められる月を「失業保険金不正受給防止啓発強化月間」と設定(平成17年3月30日庁保発第0330002号)し、失業保険の認定事務を取り扱う地方運輸局等との連携による受給者実地調査を集中的に実施するとともに、受給者及び船舶所有者にリーフレットを配布し、船員保険の失業保険制度の周知徹底を図るなど、一層の給付の適正化に努めた。</p> <p>(注) 受給者実地調査・・・失業保険金受給者のうち、再就職をしている疑いのある者、同一船舶所有者において繰り返し失業保険金を受給していると思われる者などに対して、受給者本人から事情を聴取すること。</p>

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	<p>(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数： 老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内（加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） 障害基礎・障害厚生年金：3ヶ月半以内</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
年金給付費	厚生年金	億円	196,228	203,466	208,140	215,380	219,863
	基礎年金	億円	93,633	102,494	110,735	118,118	126,386
	国民年金	億円	25,133	23,819	22,293	20,888	19,527
	老齢福祉年金	億円	500	391	296	224	165
年金受給権者数	厚生年金保険	件	20,558,557	21,979,649	23,147,746	24,232,672	25,109,878
	国民年金	件	20,668,965	21,652,589	22,543,518	23,431,323	24,393,056
	船員保険（新法）	件	1,936	1,983	2,027	2,067	2,127

新規裁定件数	厚生年金保険	件	1,524,210	1,593,893	1,709,963	1,669,807	1,503,277
	国民年金	件	560,777	563,902	535,287	501,317	498,186
	船員保険（新法）	件	97	72	67	73	85
年金が裁定され、年金証書が届くまでの平均所要日数及び目標達成率	老齢基礎年金	日	—	—	—	—	31.4
		%	—	—	—	—	98.7
	老齢厚生年金	日	—	—	—	—	33.4
		%	—	—	—	—	98.3
	遺族基礎年金	日	—	—	—	—	36.7
		%	—	—	—	—	93.7
	遺族厚生年金	日	—	—	—	—	32.1
		%	—	—	—	—	97.7
	障害基礎年金	日	—	—	—	—	61.9
		%	—	—	—	—	94.0
	障害厚生年金	日	—	—	—	—	92.7
		%	—	—	—	—	73.5

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(4) 年金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>請求書を受け付けてから、年金が裁定され、年金証書が届くまでの処理日数：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢基礎・老齢厚生年金：2ヶ月以内 （加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） ・ 遺族基礎・遺族厚生年金：2ヶ月以内 （加入状況の再確認を要しない方は、1ヶ月以内） ・ 障害基礎・障害厚生年金：3ヶ月半以内 	<p>①年金の適正給付</p> <p>年金の適正な決定・給付については、年金の裁定請求書受付時において、添付書類などの書類審査を行い、裁定請求書に記載された職歴及び添付された他制度の被保険者記録と当庁が保有している被保険者記録とを突合するなど、被保険者記録を的確に確認し、添付された資料及び証明書に基づき、加給年金又は加算額対象者の審査を行った。</p> <p>受付後、裁定までの間において、障害給付にあつては、添付された診断書等に基づき、障害等級の認定を行い、また、遺族給付にあつては、生計維持や婚姻関係等の受給資格要件について必要に応じて実地調査するなど、年金の裁定を適正かつ遅滞なく行うように努めた。</p> <p>また、年金の裁定後も、就労による年金の支給停止、他年金や失業給付等との併給調整、現況届による生存確認及び「老齢厚生年金受給者の現況届を活用した適用の適正化及び年金給付の適正化について」（平成15年10月14日庁文発第1014003号）に基づき現況届を活用した就労実態の把握・届出の励行などを実施し、年金の給付を適正かつ遅滞なく行うように努めた。</p> <p>②年金給付誤りの防止</p> <p>なお、社会保険庁においては、平成15年に判明した年金給付誤りを契機として、年金給付システムの総点検を行い、その全容を平成17年4月に公表した。</p> <p>これを受け、再発防止策の一環として、平成17年度においては、給付誤りを未然に防止することはもちろん、万が一発生した場合には早期に発見し対応することで過払い額や未払い額を最小限にすることができるよう、現場での疑わしい事例や受給者の方からの問い合わせを組織的に集め、速やかに対応し公表する「社会保険オンラインシステム・サーベイランス委員会」を平成17年6月に社会保険業務センター内に設置した。</p>

これにより、平成 17 年度においては、2 事象の年金給付誤りを早期に発見し、公表したほか、各定期支払時には支払額の妥当性等について監視、点検を行い、事前に事務処理誤り等による年金給付誤りを防止した。

③サービススタンダード（迅速な決定）

平成 17 年度より、請求書を受け付けてから年金が裁定され、年金証書が請求者に届くまでの所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速化に取り組んだ。

達成率については、障害厚生年金を除き、概ね 94%以上の達成率となっており、サービススタンダードの遵守が定着してきている。障害厚生年金の達成率が比較的低いことについては、障害厚生年金における障害の程度の認定が、障害基礎年金における障害の程度の認定に比べ複雑となっていることに加え、請求の際の添付書類などの不備により、決定までに時間を要していることが影響している。

なお、達成率が低い給付項目については、個別にその原因を把握・分析したうえで、その対策を徹底させることにより、改善を図ることとしている。

具体的には、平成 18 年 6 月末までに、達成率が全国平均を下回る事務局・事務所にその要因を分析させ、本庁に報告させたところであり、その後も必要な対策を講ずるよう指導することとしている。

【年金給付関係】

給付種別	決定件数	平均所要日数	達成率
老齢基礎年金	139,076 件	31.4 日	98.7 %
老齢厚生年金	1,198,187 件	33.4 日	98.3 %
遺族基礎年金	2,781 件	36.7 日	93.7 %
遺族厚生年金	256,316 件	32.1 日	97.7 %
障害基礎年金	55,340 件	61.9 日	94.0 %
障害厚生年金	23,491 件	92.7 日	73.5 %

平成17年度に達成すべき目標	3. 保険給付事務に関する事項
	(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実にを行う。

1. 指標の推移（年度別）

指標名	単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
年金受給者あてパンフレット送付数 (新規裁定者送付分)	部	1,999,370	2,060,040	2,152,893	2,076,059	1,901,587	—
新規受給者説明会開催回数	回	2,748	3,065	3,173	3,110	3,444	3,343
新規受給者説明会参加者数	人	302,735	329,652	315,600	299,552	272,112	—

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>3 保険給付事務に関する事項</p> <p>(5) 年金受給権者に対し、適正な届出の周知等を確実に行う。</p>	<p>年金受給者に対する適正な届出の周知については、年金給付の適正化を図るため、資格取得届、死亡届など、各種届出の励行の周知等により、年金の過払いや未払い防止に努めた。</p> <p>①パンフレットの送付 具体的には、年金の新規裁定者(1,901,587人)全員に対して年金証書を送付する際に、年金を正しく受け取るために必要な届出・手続きについて記載したパンフレットを同封することで、適正な届出の周知等に努めた。 ※ なお、平成18年4月から年金証書に同封するパンフレットについては、わかりやすくなるよう内容を見直した。</p> <p>②説明会の実施 また、新規受給者に対して年金制度に関する基礎知識などを周知するための説明会を実施し、適正な届出の周知等に努めた。 新規受給者に対する説明会の開催回数は、3,444回（計画数値3,343回）と目標を達成できたものの、新規裁定者数が減少したこと（2,076,059人（16年度）→ 1,901,587人（17年度））、参加者数も減少した。</p>

平成17年度に達成すべき目標	4. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項
	<p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合： 政府管掌健康保険：30.2%以上で、かつ、前年度の実績（33.4%）を上回る 船員保険：40.5%以上で、かつ、前年度の実績（41.7%）を上回る</p> <p>○事後指導実施割合：33.3%以上で、かつ、前年度の実績（32.9%）を上回る</p>

1. 指標の推移（年度別）

指標名		単位	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	(参考) 事業計画
健診実施者数	政府管掌健康保険	人	3,195,926	3,231,045	3,137,157	3,479,084	3,686,003	3,673,453
	船員保険	人	21,006	19,979	19,987	19,051	18,623	18,812
事後指導実施者数 (政府管掌健康保険)		人	431,599	448,031	450,654	501,900	581,625	510,176
健診実施割合	政府管掌健康保険	%	29.7	30.6	30.2	33.4	35.5	前年度を上回る
	船員保険	%	36.6	37.8	40.5	41.7	43.0	前年度を上回る
事後指導実施割合		%	32.2	32.1	33.3	32.9	35.3	—

※健診実施割合は、40歳以上の被保険者数に対する健診実施者数の割合である。

※事後指導実施割合は、健診の結果、指導区分が2(数値異常)及び3(要経過観察)と判定された者の数に対する事後指導実施者数の割合である。

2. 目標達成に向けての取組状況

平成17年度達成すべき目標	目標達成に向けての取組状況（平成17年度）
<p>4 保健事業及び福祉施設事業に関する事項</p> <p>(1) 社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。</p> <p>【数値目標】</p> <p>○健診実施割合：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌健康保険：30.2%以上で、かつ、前年度の実績（33.4%）を上回る ・船員保険：40.5%以上で、かつ、前年度の実績（41.7%）を上回る <p>○事後指導実施割合：33.3%以上で、かつ、前年度の実績（32.9%）を上回る</p>	<p>政管健保及び船員保険の被保険者等の健康の保持増進等を図るため実施する生活習慣病予防健診事業にあつては、平成16年4月8日庁保発第0408001号等の通知に基づき、実施しており、平成17年度においては以下のとおり実施した。</p> <p>①受診勧奨、健診実施割合の向上</p> <p>チラシ・パンフレット等を利用した広報等により被保険者等の受診の勧奨に努め、健診実施割合については、政管健保は35.5%、船員保険は43.0%、事後指導実施割合は35.3%と数値目標を上回った。</p> <p>②健診実施機関の増大等</p> <p>健診受診者の利便性の向上を図るため、健診実施機関の増大を図り、平成17年度以降において、全国で新たに290医療機関を健診実施機関として指定（1,530機関（平成16年度末）→1,820機関（平成18年4月1日現在））するとともに、被保険者が受診する健診実施機関で適切な健診が行われるよう、健診実施機関の監査・指導の実施に努めた。</p> <p>③事後指導の充実</p> <p>健診をより効果的なものにするためには、健診結果に基づく生活改善指導を行うことが必要であることから、保健師による電話、文書、事業所訪問等の手段による事後指導の充実に努め、事後指導実施者数は対前年度に比べ79,725人の増となった。</p> <p>※ なお、平成18年6月に可決・成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」においては、平成20年度から保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム（糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが</p>

重なって存在する状態である内臓脂肪症候群)」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられたことから、今後、健診について一層の充実を図る必要がある。